

令和6年度 川崎市立白鳥中学校 いじめ防止基本方針

・教育関係法令・中学校学習指導要領
 ・かわさき教育プラン
 夢や希望を抱いて生きがいのある
 人生を送るための礎を築く
 自主・自立・共生・協働

『学校教育目標』 知・徳・体・美の調和のとれた人間形成をめざす

「知」…基礎基本を大切にし、個性を生かす人
 「徳」…自他を大切にし、責任ある行動がとれる人
 「体」…心身を鍛え、生き生きとした生活のできる人
 「美」…美しいもの、正しいものに感動する心をもった人

めざす生徒像

- 思いやりをもち、互いに認め合い高めあう生徒
- 自らの良さを生かし主体的に取り組む生徒
- あいさつ、規範意識を身に付けた生徒

めざす教職員像

- 生徒に寄り添い、生徒の良さを引き出す教職員
- 優しさと厳しさをもって指導する教職員
- 組織として機能する教職員

中期学校経営目標 (5年目標)

1 確かな学力の育成

〔確かな学力を身につける教育の推進〕

- 自ら主体的に学習に取り組む生徒の育成
- 学ぶ喜びのある授業づくりと、確かな学力の定着につながる授業改善
- 適正な学習評価と指導と評価の一体化

2 社会性の育成

〔自ら考え、判断し、表現する力を育成する教育の推進〕

- 生徒が主体的に活動に取り組むための組織づくり
- キャリア在り方生き方教育の推進
- 人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進

3 健やかな心身の育成

〔健やかな心身を育成する健康・安全教育の推進〕

- あいさつ、規範意識を身に付けた生徒の育成
- 心身ともに健やかに生活できる力の育成
- 一人一人を大切にすする支援教育の推進

4 開かれた学校づくり

〔多様な出会いを大切にし、共に学ぼうとする教育の推進〕

- 家庭・地域から信頼される学校づくり
- 学校の取組の積極的な情報公開
- 小学校、高等学校、家庭、地域との連携

短期学校経営目標 (令和6年度の重点目標)

子どもに寄り添い 学びあい 認め合い 高め合う 学校を目指して

- 授業力向上研究の推進
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 個に応じた指導と互いに学びあう授業展開の確立
- 学習指導要領に基づく適切な学習評価の推進

- 主体的に活動する生徒会、学級づくりの推進
- 社会性と生きる力を育む教育の推進
- 思いやりをもち、互いに認め合い、共に高め合う生徒の育成

- 3年間を見通した健康・安全教育の実施
- 危機管理体制の推進
- 生徒理解と教育相談の充実
- 支援教育体制の充実

- 地域や保護者から信頼され、生徒が意欲をもって学べる学校づくりの推進
- コミュニティスクールの推進
- 小中連携教育の推進

重点目標に係わる具体的な取組や考え方

- ・授業力向上を目指した校内授業研究の推進
- ・ねらいを明確にした、生徒の主体性を引き出す授業の実践
- ・ICTを効果的に活用した授業展開の推進
- ・生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導
- ・授業のユニバーサルデザイン化の推進
- ・学習評価の場面や方法等の工夫・改善

- ・リーダーの育成と生徒主体による生徒会活動の運営
- ・様々な行事や体験活動から人間形成能力の育成
- ・共生*共育プログラムの有効的な活用
- ・自己肯定感、自己有用感を高める活動の充実
- ・道徳教育の充実

- ・生徒が主体となって行う挨拶運動や清掃活動の充実
- ・定期的な安全点検と熱中症対策や情報モラル教育の実践
- ・傾聴を心掛けた教育相談の充実といじめ防止への組織的な取組
- ・支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

- ・地域活動への協力・参加と地域の教育力を生かした教育活動の充実
- ・学校オープンデーの活性化と保護者の学校行事への積極的な参加の促進
- ・学校だより、各種通信、ホームページ等を通じた学校情報の積極的な提供
- ・小中連携教育の推進に向けた体験授業、職員研修等の充実

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよくなったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

5 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター
養護教諭、学習室主任、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・校内のいじめに関する情報の集約と共有・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・いじめ防止対策委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・校長、教頭、生徒指導部
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・教務部、学習部
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
 1年・・・・・・・・学年主任 2年・・・・・・・・学年主任
 3年・・・・・・・・学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・生徒指導部、支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・生徒指導部、支援教育コーディネーター

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・規律委員会との連携・・・・・・・・生徒指導部、特活指導部
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・生徒指導部
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・校長、教頭、地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察、少年保護センター、児童相談所との連携・・・・・・・・生徒指導担当

令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムの実施 ・学校生活アンケートの実施に向けた内容検討 (学校生活アンケートの実施と分析)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムの実施 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討 【生徒指導・生徒支援点検強化月間】の取組 (学校生活アンケートの分析、教育相談を通じた生徒理解)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・携帯・スマートフォン教室の実施 ・いじめ防止標語入りポスター制作、作文作成 ・いじめ防止・SOS 出し方受け止め教育研修会 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・校内いじめ防止対策会議と研修会の実施 ・かわさき共生*共育プログラムの実施 ・教育相談アンケートの実施・教育相談の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省と後期の具体的な取組の確認 ・教育相談の実施 ・かわさき共生*共育プログラムの実施(SOS 出し方受け止め教育)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の結果を受けての対応について ・学校生活アンケートの実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムの実施 ・学校生活アンケートの実施と結果分析
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習の実施 (ジェンダー平等×メディアリテラシー講座) (12月) ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討 ・いじめ防止標語の募集 ・冬休み期間中の対応確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート、教育相談の実施 ・かわさき共生*共育プログラムの実施 ・携帯・スマートフォンの取り扱いについて連絡 (文書配付)
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教育相談などを通して、学校全体でいじめを生まない学校づくりに取り組む。
また、学校生活アンケートを通して、生徒の悩みなどの早期発見に努め、解決に結びつける。

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・『すごしやすい白中宣言』の具現化

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭）
- ・委員会活動（OSK運動・クリーンピック・あいさつ運動 等）
- ・小中連携活動
- ・リーダー研修会

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示
- ・『すごしやすい白中宣言』の掲示
- ・「社会を明るくする運動」標語入りポスター及び作文の作成

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・PTA校外委員による地域巡回（月1回）

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・こども110番